

インターネットの安全利用に関する防犯指針のポイント

～サイバー犯罪（インターネットトラブル）による被害を防止するために～

近年、インターネットを利用した犯罪の手口が悪質・巧妙化していることから、広島県では「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例を改正し、令和4年12月にインターネットの安全利用に関する防犯指針を策定しました。

（※防犯指針は県民や事業者等に対し、具体的な義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、自発的な取組みを促すものです。）

インターネットの特徴の理解

インターネットは世界中の情報を24時間365日いつでも閲覧でき、匿名で利用できるという便利な特徴がありますが、特に次の点に注意しましょう!!



- ◎一度情報が公開されると完全に削除することはできない（デジタルタトゥー）。
- ◎一定の匿名性があることに乘じて、インターネット上で誹謗中傷や個人情報を暴露すると、所定の手続きにより発信者が特定され、責任が追及される。

犯罪被害を防止するための基本的な対策

インターネット等を安全に使い続けるため、次のセキュリティ対策を実施しましょう!!



- ◎OSやソフトウェアを更新し、セキュリティを最新の状態に維持しておく。
- ◎コンピュータウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新する。
- ◎パスワードは推測されにくいもの（ある程度長く、無関係な単語の間に数字を挟む等）とし、同一のものを使い回さない。
- ◎自宅等にアクセスポイントを設置する場合は、適切な暗号化設定（WPA2、WPA3）・管理パスワードを設定。
- ◎公衆無線LANを利用する際は、接続先やセキュリティ対策を確認し、不審な点があれば利用しない。
- ◎身に覚えがない不審な電子メール等は開封せず、添付ファイルやURLをクリックしない。
- ◎定期的にデータのバックアップをとる。
- ◎ソフトウェアをダウンロードする際は、製造元の公式サイト等信頼できるサイトを利用。

SNS利用時の注意点

不適切な利用により犯罪被害を受けたり、他者の人権を侵害することがないよう、特に次の点に注意しましょう!!



- ◎書き込んだ情報が思わぬ形で拡散する危険性があることから、個人情報の書き込みに注意。
- ◎画像の位置情報や、画像の背景等から個人情報が流出する危険性がある。
- ◎他者による特定の者に対する誹謗中傷に同調すること（リツイート・いいね等）は、その攻撃に加担したこととなる。
- ◎写真やイラスト等を権利者の許諾を得ずに複製や改変することは、著作権侵害になる。



インターネットを安全に利用するためのルールをもっと知りたい!



各ホームページで情報を配信しています



インターネットの安全利用に関する防犯指針
(広島県HP)



国民のためのサイバーセキュリティサイト
(総務省HP)



上手にネットと付き合おう
(総務省HP)



ハートがなけりやSNSじゃない
(法務省HP等)



Wi-Fi利用者向け簡易マニュアル
(総務省HP)



ここからセキュリティ
(IPA情報処理推進機構HP)



もしも被害にあったり、違法な情報を
見つけたらどこに相談したらしいいの?



相談窓口はこちら

- 県警サイバー110番(広島県警察)
Tel.082-212-3110 (平日8:30~17:15)

緊急時は110番通報

- 違法・有害情報相談センター
(総務省委託)

※二次元コードからご覧ください。▶



違法情報を見つけたらこちらまで

- インターネット・ホットラインセンター(警察庁委託)

※二次元コードからご覧ください。▶



防犯指針は、条例の規定に基づき、インターネットの安全利用のほか、子ども・女性・高齢者等の安全確保、道路・公園・駐車場及び駐輪場、住宅の防犯性の向上を図るための方策を示しています。
なお、**それぞれの指針には各項目の役立つ関連情報を掲載しています。**

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課

広島市中区基町9番42号 TEL 082-228-0110

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bouhanshishin/>



防犯指針